

大切な家族と地域を守るために

防災対策の すすめ

防災力強化県民運動の推進



兵庫県

はじめに

自分の命は自分で守る!

地震や風水害などの自然災害は、いつ発生するか分かりません。阪神・淡路大震災当時も、自分の住んでいる地域で大きな地震が起きると考えていた人は少なく、地震への備えは十分ではありませんでした。

また、大災害が発生したとき、消防や警察、自治体職員がすぐに駆け付けられるとは限りません。最初に災害に立ち向かうのは、わたしたち自身であり、住んでいる地域のコミュニティです。「いかにして自らの命を危険から守るか」「いかにして自分たちのまちを守るか」。普段から、わたしたちで考えておかねばなりません。自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備えておくことが大切です。

災害直後に高まっていた防災意識も、時間とともに薄れていく傾向が見られます。ひょうご安全の日推進県民会議では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、県民一人ひとりが災害に備える行動に取り組む「防災力強化県民運動」を推進しています。自分のために、そして大切な家族や地域のために、できることから実践していきましょう。

ひょうご安全の日推進県民会議とは

ひょうご安全の日を定める条例の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進する取り組みを広く県民の参画のもとに実施していくため、平成17年7月に設立されました。県民、民間団体、事業者、関係行政機関など128団体・個人で構成しています。

県民一人ひとりが日頃から災害に備え、地域の絆を大切に、助け合い支え合う地域をつくり、将来発生する災害から命や財産を守る取り組みを実践する「防災力強化県民運動」を推進しています。

目次

■ 1 家庭での防災についての話し合い	…1
■ 2 非常用食糧等の備蓄	…3
■ 3 家具等の転倒防止	…4
■ 4 住宅の耐震化	…5
■ 5 住宅用火災警報器の設置	…6

■ 6 兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済)への加入	…8
■ 7 地域での実践的な防災訓練の実施	…9
そのときどうする 地震のときには	…10
そのときどうする 台風・豪雨のときには	…11
阪神・淡路大震災の経験と教訓	…12

1 家庭での防災についての話し合い



災害に備え、家族が事前に話し合うことが大切です。

災害時は、家族全員で協力し助け合うことが求められます。月に一度は、家族で防災について話し合う場を持ちましょう。

阪神・淡路大震災の
語り部さんのお話

家族で避難場所を決めておく、そして実際に歩いてみる

地 震は、いつ何時起こるか分かりませんから、お子さんのいる家庭では子どもと散り散りばらばらになることもあります。そのとき、集合場所を決めておけば安心です。場所は小学校、中学校など、指定された避難場所が望ましいです。しかし、小学生以下の子どもさんは避難場所を

教えても覚えられません。一緒に避難場所への道を歩き、実際に覚えておくことが大切です。歩いてみると、倒れてきそうな塀や消火栓の設置場所、目印などいろいろな情報が事前に得られ、避難のときに安心です。

▶話し合いのテーマ

災害時の連絡方法や避難場所の確認

家族が離れ離れになった場合の連絡方法や避難場所を確認する。寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所での共同生活が困難な人がある際は、市町村が「福祉避難所」の指定をしている場合があるので確認を。みんなで避難経路を歩き、危険箇所などを下見しておく。

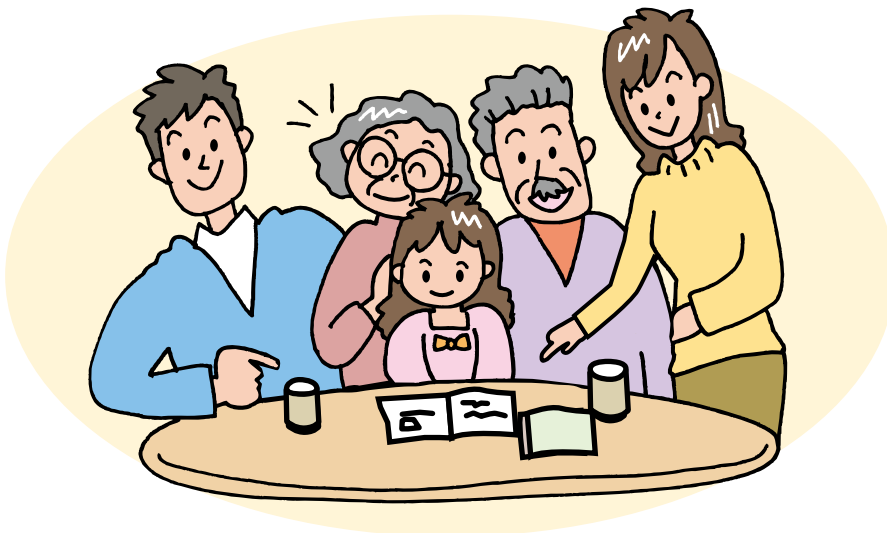
また、ハザードマップを見ながら地域の災害予測などの確認を。

家族の役割分担

日常の予防対策の役割、災害発生時の役割の両方を決める。お年寄り、乳幼児、障害者などがある場合は、誰がサポートするかも決めておく。

家屋の危険箇所チェック

家の内外をチェックし、危険箇所を確認する。放置できない箇所については、修理や補強の方法を話し合う。



家具の安全な配置と転倒防止対策

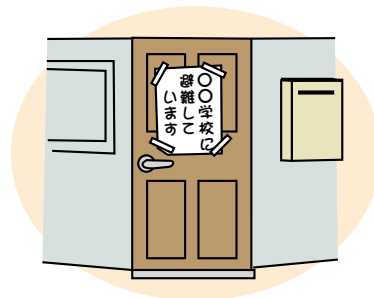
室内に安全なスペースを確保するため、家具の配置や転倒・落下防止法を考える。実際に、いつ、誰がその作業を行うか決める。

備蓄品や非常持ち出し品の点検

家族構成を考えながら、必要な品と量をチェックする。賞味・使用期限や保存状態を点検し、新しいものと取り換える。

▶災害発生! 家族や知人に無事を伝える

被災した場合、離れている家族や知人に「無事」を知らせる方法があります。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話各社の「災害用伝言板」などのサービスを活用して、伝言を残しましょう。玄関のドアに避難先等のメモを貼っておくのもいいでしょう。



災害用伝言ダイヤル171

震度6弱以上の地震発生時などに稼動。一般の加入電話、公衆電話、携帯電話から利用できます。
※詳しくは、NTT西日本のホームページ (<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>) をご確認ください。

被災者

▶伝言の録音方法

- ⇒171→1→自宅電話番号を市外局番から入力
- ⇒伝言を入れる

48時間
保存

家族など

▶伝言の再生方法

- ⇒171→2→安否確認したい被災者の自宅電話番号を市外局番から入力
- ⇒伝言を聞く

携帯電話災害用伝言板

大災害が発生すると、メニューに「災害用伝言板」が追加されます。

被災者

- ⇒トップメニューから災害用伝言板を開く
- ⇒登録を選択し、伝言を入力

72時間
保存

家族など

- ⇒トップメニューから災害用伝言板を開く
- ⇒確認を選択し、安否確認したい被災者の携帯電話番号を入力
- ⇒伝言を見る

ポイント

ハザードマップで地域の被害予測などを確認する

ハザードマップとは、地震や風水害など自然災害による被害を予測し、被害の範囲を地図に示したものです。加えて、避難経路や避難場所などの防災情報も提供しています。住んでいる地域のハザードマップを確認しておくことで、災害時、二次災害発生予測箇所などを避けながら迅速に避難できます。



国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

兵庫県

CGハザードマップ

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/hazmap/>



2 非常用食糧等の備蓄



大規模災害が発生したとき、食糧などの支援物資が被災者に十分に行き渡るまでには2、3日かかるといわれています。

大災害に備えて、各家庭で3日分を目安に非常用食糧や飲料水を準備しておきましょう。

阪神・淡路大震災の
語り部さんのお話

ありがたいと感じたのは、水・知恵・人のころ

自 宅に戻れなかったため、住む所が見つかるまで、公園にみんなでテントを張って4ヶ月間、生活しました。ライフラインが寸断され、不自由な毎日を送る中で「水」のありがたみをひしひしと感じました。電気やガスがなくても火をおこすなどして代用できるのですが、水だけは生きていくためにどうしても必要。トイレなどの衛生面を考えても、

『水がある』ことが本当にありがたく感じられましたね。

それから、生きる知恵としてもものすごく強かったのがキャンプなどの野外活動体験です。火をおこしたり、テントを張ったりということがすごく生きました。日頃から実際にやってみて体に覚えこませておくことが大切だと思います。

▶非常備蓄品

食料品



そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの。アルファ化米やレトルトのご飯、缶詰やレトルトのおかず、インスタントラーメン、チョコレートなど。みそ、しょうゆなどの調味料もあれば便利。

水



飲料水と生活用水を用意。飲料水は1人1日3リットルが目安。生活用水はポリタンクやペットボトルなどに入れてベランダやトイレに保存しておく。普段から風呂の水を残しておく習慣をつければ、いざというときに多目的に利用でき便利。

生活用品



卓上コンロとガスボンベ、毛布、下着・上着、雨具、ティッシュやウェットティッシュ、ドライシャンプー、キッチン用ラップ、ビニール袋、使い捨てカイロ、レジャーシート、ロープ、マッチ、ライター、缶切り、軍手など。

工具類



家屋が倒壊した場合などに備え、救出活動に使えるスコップ、バール、のこぎり、車のジャッキなど。家の補修等のため、テント、ブルーシート、ロープなど。

▶非常持ち出し品

避難の際に持ち出す必需品。各家庭応じたチェックリストを作成し、セットの上、持ち出しやすい場所に保管しておきましょう。

チェックリスト(例)

- ☐非常食(乾パンやアルファ化米、レトルト食品、缶詰、チョコレート)
- ☐飲料水 ☐懐中電灯 ☐携帯ラジオ ☐予備の電池
- ☐救急医薬品・常備薬 ☐貴重品 ☐ヘルメットや防災ずきん
- ☐生活用品など

ポイント

非常持ち出し品についての留意点

- 非常用持ち出しリュックは1人1個を準備。品物を詰めこんだときの重さは、大人なら男性15kg、女性10kgが目安。
- 生理用品や紙おむつ、粉ミルクなど、家庭の状況に合わせて準備する。
- 入れ歯や眼鏡、常備薬などは意外に忘れやすいので要注意
- 食料品や医薬品は期限に注意し、定期的に入れ替えを。



3 家具等の転倒防止



大きな地震ではテレビが飛び、タンスや本棚が倒れてきます。

倒れてきた家具や落下物で大けがをしたり、避難路をふさがれたりしないよう、家具等の転倒を防いで安全を確保しましょう。

阪神・淡路大震災の
語り部さんのお話

家具をすべて固定していたことが、家族の命を守りました

わたしたち家族が幸運にも全員無事だった理由を思い起こしてみると、「ローチェスト（3段のタンス）の上に家の梁が落ちてきて、生存可能な空間ができたこと」「家具をすべて鴨居に金属で固定していたため、家具の転倒がなかったこと」が大きかったと思います。以前に地震が頻発する東京に住んでいたため、「家具を固定する」という習慣がありました。

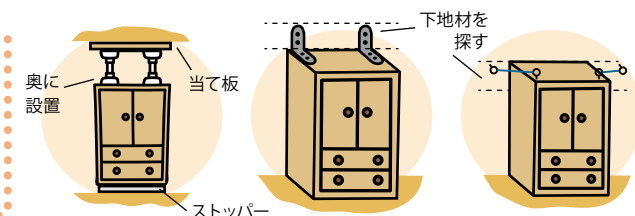
このたびの大地震では、家そのものが命を奪う凶器となることを痛感しました。住んでいた神戸市東灘区では1,471人の方が亡くなられたのですが、そのほとんどが倒壊した家屋もしくは家具の下敷きになりました。再建したわが家では、こうした教訓を生かして大地震に襲われても生き延びることができるよう、設計に工夫を凝らしています。

▶家具の固定のポイント

壁の硬い所、下地材がある所を探し、ポール式器具やL字金具、ワイヤなどで固定します。2段重ねの場合は上下を金具で留めた上で固定しましょう。重いものを下に、軽いものを上に置くことが大切です。

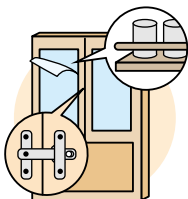
本棚

本が飛び出さないように、伸縮性のコードやベルトを取り付ける。



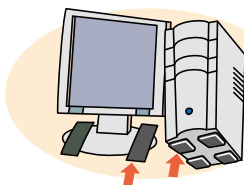
食器棚

棚板に滑りにくい材質のシートやふきんを敷き、食器が飛び出さないよう柵を付ける。観音開きの扉には鍵付き金具を付け、ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

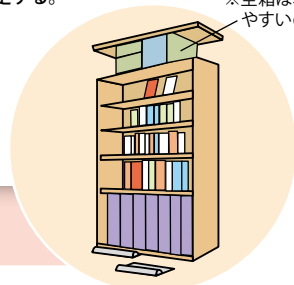


テレビ等電気製品

耐震マットを底に貼り付け、低い台などにしっかり固定する。



※空箱は壊れやすいので不可



ポイント

今すぐできる家具の転倒防止策

- 本棚は百科事典や全集、食器棚なら陶器やガラスの大皿など、重いものを低い所に入れて重心を下げる。
- 家具の前下部と床の間に細長いシートや板を挟み、壁に寄りかからせることで重心を後ろに移す。
- 家具の上にゴムシートを敷いて滑らないようにしてから衣装ケースなどを置き、天井とのすき間に新聞紙などをしっかり挟み込む。
- 特に寝室は、普段寝ている場所に家具の転倒や落下物がないかチェックする。

4 住宅の耐震化



阪神・淡路大震災の犠牲者の約8割は、
住宅等の倒壊による圧迫・窒息死でした。

特に昭和56年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅は、耐震診断と必要に応じた耐震改修を行いましょう。

阪神・淡路大震災の
語り部さんのお話

地震に強い建物で暮らすことも減災です

阪 神・淡路大震災で亡くなられた方6,434人のうち圧死者は8割以上、延焼してくる火に生きながら焼かれた方も500人以上いらしたようです。無念であったはずで。建物が完全につぶれなければ、少し上部で止まっていてくれれば、
と思うのですが・・・その建築を生業としてきたわたしにとっては、慙愧に堪えない思いです。
皆さんがお住みになっている住宅の強度はどうでしょうか。

▶わが家の安全性をチェックする

簡単な耐震チェックでわが家を自己診断してみましょう。ただし、あくまでも目安ですので、一つでも気になる項目があれば専門家の診断を受けてください。

チェック1 建てられた年代

昭和56年に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。それ以前に建てられたものは要注意です。

チェック2 過去の災害履歴

過去に地震、風水害、火災などに見舞われた場合、外見からは分からないダメージを受けている可能性があります。

チェック3 地盤

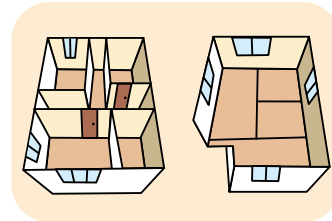
地震のときには、地盤が軟弱であるほど揺れが大きくなります。埋め立て地、低湿地、造成で盛り土した場所、液状化の可能性のある砂質地盤などは要注意です。

チェック4 建物の基礎

基礎は建物と一体となって揺れに抵抗します。木造住宅の場合、鉄筋コンクリート造りの基礎で、建物としっかり一体になっていれば強い基礎といえます。

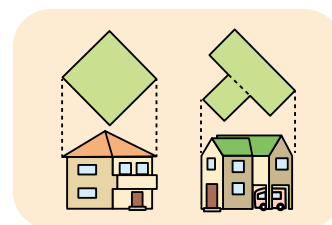
チェック5 建物の壁

木造住宅は、壁の量が多いほど揺れに強いと考えられ、建物の四隅に程よく配置されていることも重要です。一面ほとんどが窓といった造りは要注意です。



チェック6 建物の形

平面、立面ともに凹凸の少ない単純な形の方が比較的安全です。凹凸の多い複雑な形や大きな吹き抜けがある建物は要注意です。



チェック7 建物の状態

土台が腐っていたり、シロアリに食われていたりすると非常に危険です。柱や梁のゆがみ、窓やふすまなど建具の立てつけの悪さなども要注意です。

ポイント

耐震診断・改修には支援策の活用を

兵庫県では、昭和56年以前に建てられ、耐震性が劣ると認められた住宅の耐震改修に対し、戸建て住宅なら計画策定費の3分の2（上限20万円）、耐震改修工事費の4分の1（上限60万円）を補助します。また、建物の耐震診断や家具転倒防止器具の取り付けの一部補助などの支援策を設けている市町もあります。お住まいの市町に問い合わせましょう。

●わが家の耐震改修促進事業 http://web.pref.hyogo.jp/wd30/wd30_000000017.html

5 住宅用火災警報器の設置



住宅火災では、「逃げ遅れ」により亡くなった人が全体の6割以上を占めています。

住宅用火災警報器は煙や熱を感知し、警報音や音声で火災発生を知らせます。逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置しましょう。※平成16年6月に消防法が改正され、設置が義務付けられました。

新築住宅：平成18年6月1日から適用されています。

既存住宅：兵庫県内においては、平成23年6月1日から適用されます。

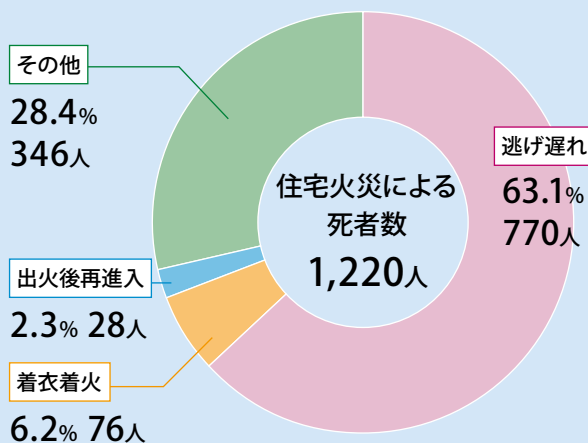
▶設置による効果

住宅用火災警報器等の設置により死者は3分の1程度に減少しています。

■住宅用火災警報器等の設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数

設置無し 7.6人／設置有り 2.9人

■住宅火災で死に至った原因



消防庁調べ：平成17年中／放火・自殺者等を除く

▶設置する場所

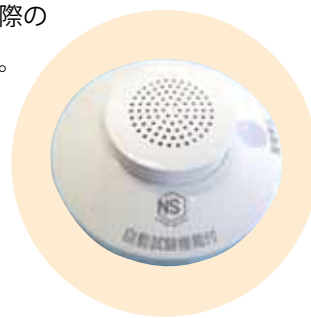
寝室（寝室が1階以外の場合には階段も）への取り付けは法律で義務付けられています。それ以外に、台所や居室にも設置した方がいいでしょう。

市町の火災予防条例により義務設置場所が異なることがあります。最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。

▶購入について

日本消防検定協会が品質保証するものには「鑑定マーク（NSマーク）」がついていますので、購入の際の目安にしましょう。

※マークの付いている場所は機種により異なります。



▶住宅用火災警報器購入に関するサイト

住宅防火対策推進協議会

<http://www.jubo.go.jp/>

メーカーの相談窓口が紹介されています。

▶住宅用火災警報器に関する相談サービス

住宅用火災警報器相談室

☎0120-565-911

受付時間：月曜～金曜 午後9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

〈悪質な訪問販売等に注意を〉

消防署や市町が直接訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品をあつせんしたり、販売を依頼することはありません。

購入でのトラブルは、お住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。住宅用火災警報器は、クーリング・オフの対象商品です。

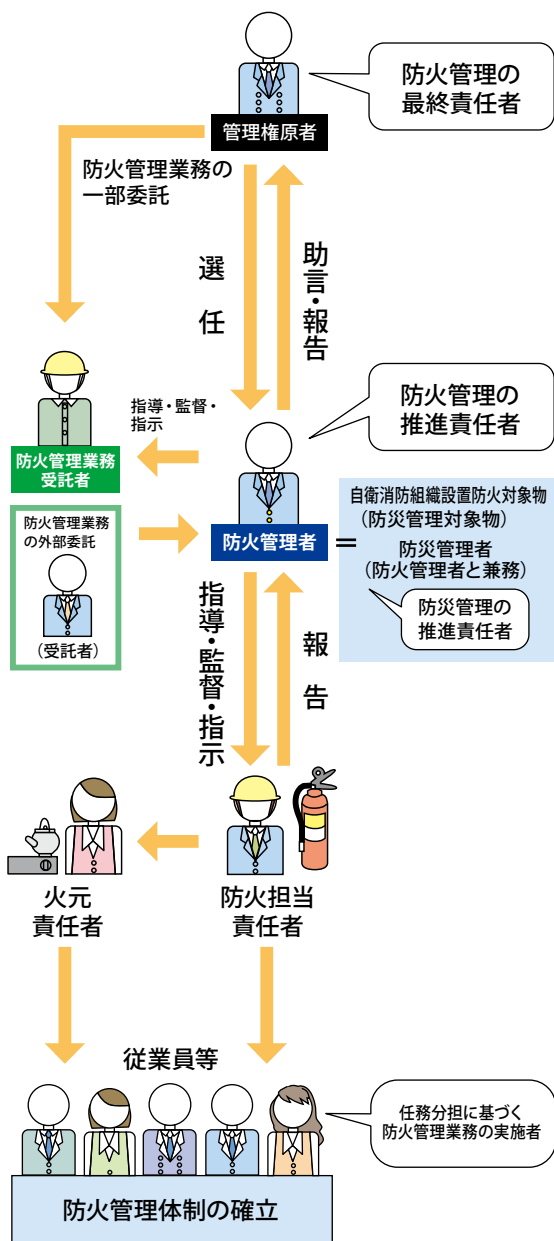


“自分たちのビルは自分たちで守る”をモットーに火災に備えて周到的な消防計画を作成し、これに基づき実行するのが防火管理です。

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、自主防火体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

防火管理の体系

法律で定められている防火管理のしくみは、次のとおりです。

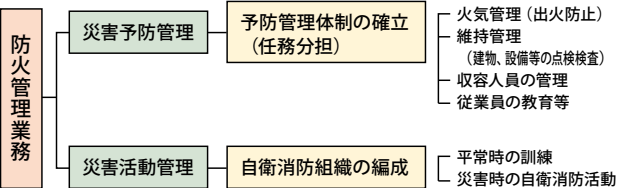


消防法第8条第1項

防火管理業務

管理権原者は、防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 消火、通報及び避難の訓練の実施 | ② 消防用設備等の点検及び整備 |
| ③ 火気の使用又は取扱いに関する監督 | ④ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |
| ⑤ 収容人員の管理 | ⑥ その他防火管理上必要な業務 |



消防法施行令第1条の2

防火管理者を定めなければならない防火対象物等

消防法施行令で定める防火管理を行わなければならない防火対象物は、次のとおりです。

防火管理者を選任して防火管理業務を行わなければならない防火対象物

▶特定防火対象物

〔消防法施行令別表第1(6)項口、(6)項口の用途が存する(16)項イ及び(16)の2)項〕

建物全体の収容人数が10人以上

主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム

etc

〔消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ・ハ・ニ、(9)項イ、(6)項口の用途が存しない(16)項イ及び(16)の2)項〕

建物全体の収容人数が30人以上

デパート・百貨店 店舗ビル
キャバレー レストラン
ゲームセンター 旅館
etc.

▶非特定防火対象物

〔消防法施行令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項～(15)項、(16)項口、(17)項〕

建物全体の収容人数が50人以上

マンション 寺 院
事務所ビル 駅 舎
学 校 工 場
etc.

〔その他の防火対象物〕

全体の収容人数が50人以上

新築工事中の建築物 (電気工事中) 建造中の旅客船 (進水後で艀装中)
・地階を除く階数が11以上・甲板数11以上
・延べ面積10,000㎡以上
・延べ面積50,000㎡以上
・地階の床面積の合計5,000㎡以上

6

兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済) への加入



阪神・淡路大震災では46万世帯・24万棟を超える住宅が全半壊。
多くの被災者が、二重ローンなど住宅再建に多大な苦勞と負担を強いられました。

阪神・淡路大震災では、住まいを失った多くの被災者が住宅再建を余儀なくされました。当時は、公的な支援も融資や利子補給に限られており、住宅再建は自助努力が原則でした。その後、平成10年に被災者生活再建支援法が成立したものの、住宅再建支援としては十分ではなかったため、兵庫県では住宅所有者相互の助け合いの仕組みを提案し、「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を平成17年9月に創設しました。

来るべき災害に備え、震災から学んだ「助け合いの大切さ」を自然災害への備えに生かしたフェニックス共済にぜひ加入しましょう。

兵庫県が実施する信頼と安心の制度 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

小さな掛金で、しっかり保障

負担金

年額**5,000円**

初年度
500円×月数
(上限5,000円)

※複数年一括支払割引も
あります

自然災害発生

給付金

市町が発行するり災証明で半壊以上の被害認定の場合

給付金の種類	給付対象	給付額
再建等給付金	再建・購入	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	再建・購入・補修をしない場合	10万円

※既に補修等で給付金を受けた後でも、被災から5年以内であれば、再建・購入される場合に600万円までの差額が給付されます。
※県外での再建・購入の場合、給付額は300万円になります。
※賃貸住宅等については、別途制約があります。

だれもが加入しやすく、手厚い保障を

- すべての自然災害に対応**
地震、台風、豪雨などあらゆる自然災害に適用されます。
- 県内に家を持つすべての人が対象**
一戸建ての所有者、マンションの区分所有者、賃貸住宅のオーナーなど兵庫県に家を持つ全ての人が対象です。
- 地震保険やほかの共済制度に加入していてもOK**
保険ではないので、地震保険やほかの共済制度に加入していても給付が受けられ、より多くの再建費用を準備できます。
- 定額負担で定額給付**
家の老朽度、大きさなどに関係なく加入でき、すべての家の掛金と給付金は同じです。

※マンション管理組合向けに共用部分の再建支援制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

家財共済給付金 平成22年8月1日より開始

加入対象者

県内に住宅を所有する者または県内の住宅に居住する者です。(ただし、いずれも居住する1戸の住宅に存する家財につき1加入となります)

負担金

年額1,500円です。
※現行の住宅再建共済制度への加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円です。

給付金

全壊	50万円
大規模半壊	35万円
半壊	25万円
床上浸水	15万円

※被災の判定は、市町が実施する住家の被害認定(り災証明書)によります。

(財)兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400 <http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoneixkyosai.html>

※兵庫県内の郵便局窓口でも加入申し込みを受け付けています。(郵送・インターネットでも申し込みます)

7 地域での実践的な防災訓練の実施



阪神・淡路大震災で救出された人の約8割が、
家族や近隣住民に助け出されたといわれています。

阪神・淡路大震災では、家屋の下敷きになった多くの被災者が家族や近隣の住民によって救出され、その割合は全救出者の約8割ともいわれています。地域レベルでの救出・救助活動が大きな力を発揮し、コミュニティの防災力の大切さが再確認されました。

大きな災害の場合、交通網の寸断などにより、すぐには消防や警察の救援が来ない可能性があります。そのようなときに頼りになるのが、近所の人や自主防災組織、自治会です。普段から「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えを持ち、実践に備えて地域ぐるみで防災訓練を行いましょう。

阪神・淡路大震災の
語り部さんのお話

日頃の近所づきあいは、いざというときのために必要です

全壊したわが家から脱出した時は、まさに着の身着のままという状態。8割ほどの家屋が全壊という悲惨な状態に驚きながら公園に行くと、近所の人たちも集まってきていました。皆、ご近所同士で顔をよく知り合っていたので、どこの誰がいないのかをすぐに把握。まだ生き埋め状態の人がいると分かると、家族を中心にグループを分け、道具など何もない状態で救出活動に向かいました。

痛感したのは、日頃から近所づきあいの大切さ。「遠くの親戚より、近くの他人」とはよく言ったものです。近所づきあいには煩わしさが伴うこともあって決して楽ではありませんが、苦勞してでも積み上げてきたものというのは、いざというときに大きな力となるのですね。お互いの家族構成まで知っていたからこそ、皆の協力で9人の命を救うことができました。

▶実践的な防災訓練の例

実際の災害を想定し、企業や商店などの協力も得ながら自治会などで班や役割を決めて行いましょう。実際に動くだけでなく、ハザードマップをもとに図上訓練をすることも考えましょう。



班	役割	備えておきたい防災用資機材
情報班	デマなどによる混乱を避けるため、正確な情報を集めて住民に伝える。	電池式メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー、掲示板、筆記用具、筆記用紙挟みボード、印刷機 など
消火班	火災が発生したら急いで119番通報し、被害が拡大しないよう初期消火活動を行う。	消火器、可搬ポンプ、三角バケツ、ヘルメット、防火服、とび口、貯水槽 など
避難誘導班	避難勧告が出た場合、二次災害の危険がある場合などに、避難所など安全な場所に住民を誘導する。	電池式メガホン、ロープ、懐中電灯、強力ライト、リヤカー、車いす、目印となる旗、バール など
救出・救護班	負傷者の救出・応急手当をするほか、防災関係機関への救出要請、救護所への搬送を行う。	救急医療用具、担架、リヤカー、毛布、テント、車いす、おぶいひも、はしご、大工用具、バール、ジャッキ、チェーンソー、自家発電機、ロープ、投光器 など
給食・給水班	備蓄倉庫の食糧、地域内の防火水槽などで確保した水を住民に配給する。	調理用かまど、ガスバーナー、釜、鍋、燃料、ろ水器・浄化装置、テント、ビニールシート、マッチ、大小ビニール袋 など

そのときどうする

地震のときには

落ち着いて、まずは自分の身を守る。

ぐらっときたら、まずは自分の身を守ることが大切です。家で、外出先で、車の運転中や電車の中などその時の状況に合わせて、適切な方法で身の安全を確保しましょう。また、強い揺れが来る前にテレビやラジオなどで緊急地震速報が流れることがあります。その際も慌てずに冷静に行動しましょう。

こんな場所にいたら

▶家の中では

テーブルなどの下にもぐるか、座ぶとんなどで頭を保護する。転倒や落下の危険のある家具や照明器具、割れる恐れのある窓ガラスからは離れる。



▶路上では

その場に立ち止まらず、窓ガラスや看板の落下物からかばんなどで頭を保護して、空き地や公園などに避難する。



▶デパート・スーパーでは

頭を保護しながらショーウィンドーから離れ、柱や壁際に身を寄せる。係員の指示に従って冷静に行動する。



▶地下街では

慌てずに大きな柱や壁に身を寄せて揺れがおさまるのを待ち、係員の誘導に従う。指示がない場合は、かばんなどで頭を守りながら壁伝いに歩いて、最も近い出口から地上に出る。



▶エレベーターの中では

階段ボタンをすべて押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合は連絡ボタンを押して係員の指示に従う。



▶電車やバスの中では

つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。慌てて外に出ず、車内放送や乗務員の指示に従う。



▶車の運転中は

道路の左側や空き地に止めてエンジンを切り、ラジオで情報を確認。避難の際はキーをつけたままドアロックをしないで車を離れる。車検証や貴重品は持ち出す。



▶海岸付近では

震度4程度以上の強い地震を感じたとき、また弱くても長時間揺れを感じたときは津波の危険があるので、急いで高台に避難する。



■緊急地震速報とは

全国に配置した約1,000箇所の地震計が、震源近くで前兆となる弱い揺れをキャッチ。位置や規模、想定される揺れの強さを自動的に計算し、最大震度5弱以上と推定される場合に、強い揺れが始まる数秒から数十秒前に速報が発表されます。テレビやラジオによる放送のほか、携帯電話にも受信可能な機種が販売されています。速報をキャッチした場合は、周囲の状況に応じて、慌てずにまずは身の安全を確保しましょう。

詳しくは緊急地震速報利用者協議会のホームページ
<http://www.eewrk.org/>へ。

■ひょうご防災ネット

兵庫県等では、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、気象警報や地震情報、緊急情報を発信しています。

登録料は無料（ウェブ接続料・メール受信料は別途かかります）。安心・安全のために、ぜひメール受信登録を。

登録方法など詳しくはひょうご防災ネットのホームページ
<http://bosai.net/>へ



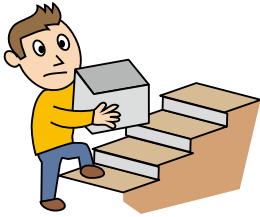
そのときどうする

台風・豪雨のときには

風水害対策の基本は、気象情報や災害情報の収集から。

台風や豪雨は、季節性があり、事前に襲来時期や規模をある程度予測し、備えることが可能です。日頃から天気予報を気に掛け、注意が必要ときにはテレビやラジオ、インターネットで最新の情報を確認しましょう。

大雨のとき



▶屋内では

床下・床上浸水の危険があるため、家具や貴重品などを上の階へ移動させる。



▶車の運転中は

豪雨で視界が狭く、操作ができなくなる危険があるため、水が浅い場所を選びながらゆっくりと高台へ避難する。浸水でエンストした場合は、エンジンを傷めるので無理に再始動しない。



▶河原では

急な増水や土砂災害の危険があるため、川には近づかず、すぐに避難する。雨が降っていないときも、サイレンなど警報が聞こえたり、増水警報システムの回転灯が回ったらすぐに逃げる。

風が強いとき



▶屋内では

風圧や飛んでくるもので窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険があるため、内側から粘着テープを×印に貼り、カーテンを閉めておく。



▶路上では

看板が飛んだり、街路樹が倒れたりする危険があるため、近くの建物に避難する。ただし大雨を伴う場合は、地下室や地下街には逃げない。



▶海辺では

海に転落したり、高波や高潮に巻き込まれる危険があるため、すぐに高台に避難する。強風や豪雨の時はサイレンなどの警報が聞こえないこともあるので注意が必要。

■風水害で避難する場合

- ・隣近所で声を掛け合い、集団で。単独行動はせず、互いの体をロープで結んではぐれないようにしましょう。
- ・履物は、ひもで締められる運動靴で。素足や長靴は禁物です。
- ・水面下はマンホールや側溝などの危険があります。棒などで安全を確認しながら歩きましょう。
- ・水の流れが速い場合は無理をせず、高い所で救援を待ちましょう。

■避難情報の正しい理解を

避難勧告

避難対象地域内のすべての住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。

避難指示

避難中の住民は、避難をただちに完了する。まだ避難していない住民は、ただちに避難行動を開始する。避難する余裕がない場合は、建物の高所に移るなど命を守るための行動を起こす。

阪神・淡路大震災の経験と教訓

緊急・応急対応期（発生直後から避難所期）

時期◎平成7年1月～8月

課題◎未曾有の災害で広い地域で多くの人々が被災し、一刻も早い救出・救助活動が課題となりました。また、避難所の生活環境改善や早期の仮設住宅建設が求められました。さらに、インフラやライフラインの早期復旧が不可欠でした。

教訓 普段から災害に備え、自分の命は自分で守る

▶普段からの備えに取り組むことが必要

大規模地震では誰もが被災者になる可能性があります。一人ひとりが普段から地震への備えに取り組み、自分や家族の命は自分たちで守ることが求められています。

教訓 地震から命や財産を守るには、まず住宅の耐震化を

▶住まいの耐震化が急務

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きになって多くの尊い命が失われました。地震から命を守るためには、まず住宅の安全性を見直すことが大切です。

教訓 普段からの防災活動が、災害時に地域の力を発揮する

▶多くの尊い命を救ったのは近隣の住民だった

震災直後、倒壊家屋の下敷きになった人たちの多くを助けたのは近隣の住民でした。

災害時に地域の人々が力を合わせて的確な行動が取れるよう、自主防災組織活動を通じて、地域で実践的な防災訓練を行うなど、地域ぐるみで災害に備えておくことが必要です。

コミュニティのつながりが強い地域では、高齢者の所在を近所の住民が知っており、迅速な救助や安否確認が実現しました。民生・児童委員や身体障害者相談員等地域で福祉に携わる関係者はもちろん、自治会や自主防災組織でも要援護者の所在等の情報を共有し、迅速に安否確認や避難支援、救助が行える体制を準備しておくことが必要です。

復旧期（仮設住宅期）

時期◎平成7年9月～10年3月

課題◎住み慣れた土地を離れて暮らす高齢者をはじめ、仮設住宅で生活する人々にさまざまな支援活動が必要となりました。また、被災地の早期復旧のためインフラ、住宅、産業に重点を置いてさまざまな課題に対応する必要がありました。

教訓 家庭や学校によるケアが、子どもたちの心の傷を癒す

▶学校再開が日常性の回復への第一歩

震災により精神的なショックを受けた子どもたちには、身近な大人や学校によるこころのケアが必要となりました。

また、避難所となった学校を再開することにより、登校するという行動が、普段のこころを取り戻すきっかけとなりました。

教訓 家族のきずなと地域の支えが、災害時の助け合いにつながる

▶家族のきずなを深めることが必要

震災は、家族のきずなを再確認する機会ともなりました。

家族のきずなを深めるきっかけづくりとして、「家族の日」を定めて一緒に過ごしたり、家庭について話し合ったりすることで、家族同士の良好な心と心の結びつきを高めることが大切です。

教訓 一時的な住まいでも人のつながりが、被災者の復興意欲を支える

▶入居者の交流の場が不可欠

仮設住宅では、知らない土地での慣れない生活や新たな人間関係づくりの難しさなどから、入居者の心身の健康保持が課題になったため、大規模な仮設住宅にふれあいセンターを整備し、集会所、交流拠点あるいはボランティアや地域団体などの支援活動拠点として活用しました。

教訓 自らの役割を見いだすことが、生きがいにつながる

▶つながりの喪失が生きがいの喪失につながった

家族や友人を亡くしたり、住まいを失って慣れ親しんだコミュニティを離れることによって、被災者はさまざまなつながりを失い、生きる意味や意欲さえ失う人もありました。そのため、しごとやボランティア活動などで新たな人とのつながりを生み出し、くらしに生きがいを見つけられるよう、さまざまな事業が実施されました。

出版の
ご案内



震災教訓冊子
伝える一阪神・淡路大震災の教訓
B5判 2色刷 262ページ 1,980円(税込)
出版社: ㈱ぎょうせい

復興10年総括検証をもとに、復興フォローアップ委員会の意見を踏まえて、阪神・淡路大震災の重要な教訓項目を抽出し、教訓の全体像を整理し、分かりやすく発信するため、冊子を出版しました。この機会にぜひお読みください。

復興前期 (恒久住宅移行期)

時期◎平成10年4月～12年3月

課題◎仮設住宅から恒久住宅への移行に伴い、被災者一人ひとりの生活再建への対応が課題となりました。また、震災直後の復興需要は一段落したうえに、全国的な不況が重なり、雇用の確保や新たなしごとづくりが課題となりました。

教訓 普段からの取り組みが、まちの復興を円滑に進める

▶住民主体のまちづくりの仕組みが必要

行政は、住民と協働して復興を進めるため、まちづくり協議会の設立や活動を支援しました。まちの迅速な復興や、防犯、福祉、景観などのさまざまな課題への対応には、住民が積極的にまちづくりに参加していくことが不可欠です。

教訓 地域の見守りが、
高齢者の安全で安心な暮らしを支える

▶高齢者に身近な地域で包み込む見守りが大切

復興公営住宅では、高齢化率、単身高齢世帯率ともに極めて高く、それらの割合は年々上昇しています。援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域住民による声かけや助け合い、ボランティア、民生・児童委員や老人クラブの訪問活動などが展開されました。今後ますます進展する高齢化に対して、被災地外でも地域に密着した見守り体制が必要になります。

教訓 住宅所有者相互の助け合いの仕組みで、
早期の住宅再建を

▶兵庫県住宅再建共済制度

住宅の再建が進まない地域では、人口が回復せず、商店街が衰退するなど地域の再生は進みませんでした。自助努力や公的支援には限界があるため、兵庫県では住宅所有者が相互に助け合う「共助」の仕組みとして、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)を創設しました。



復興後期 (本格復興期)

時期◎平成12年4月～

課題◎震災から5年が過ぎ、社会基盤や住宅の復興は着実に進み、本格的な生活復興の段階を迎えました。高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりなどの課題に取り組みつつ、成熟社会にふさわしい安全で安心な社会を目指し、新たなステップを踏み出すことが求められました。

教訓 ボランティアやNPOが、成熟社会を支える存在に

▶普段からのボランティア活動が大切

震災時のボランティアの活動が契機になり、NPO法(特定非営利活動促進法)が成立したり、民間の助成機関等によるNPOへの支援が展開されるようになりました。普段からボランティア活動に関心を持ち、活動に参加したり支援したりすることが、ボランティア活動を育てます。

教訓 地域・学校・家庭での防災学習で、
災害に強い人づくりを

▶防災について学ぶ取り組みが必要

地域の防災力を高めるためには、大人も子どもも普段から防災に関して学んでおくことが大切です。学校での防災学習だけでなく、家庭で災害について話し合うなど、大人も防災について学ぶ「防災学習」への取り組みを通じて、たくましく生きる災害に強い人づくりが必要です。

教訓 多様な主体の参画と協働で、
地域課題の問題に取り組む

▶地域づくりは多様な主体の参画と協働から

被災者支援活動は、住民主体の取り組みを核に、行政をはじめ住民や企業、団体が連携して展開されました。住みやすい地域づくりを進めるためには、地域の多様な主体が対等な立場で参画、協働して取り組むことが重要です。

教訓 震災の経験と教訓の研究・発信で、
次なる災害被害の軽減を

▶1.17の体験を風化させない

1月17日には、かけがえのない大切なものを失いましたが、一方で、人と人とのきずなや助け合い、支え合いの大切さを実感することにもなりました。この貴重な体験を積極的に発信し、また後世に生きる人々とも共有する必要があります。

防災に関する情報サイト

兵庫県 防災情報

➡ http://web.pref.hyogo.jp/town/cate2_205.html

兵庫県 地域の風水害対策情報

地域の防災情報 (CGハザードマップ)

➡ <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/hazmap/>

ひょうご防災ネット



➡ <http://bosai.net/>

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

➡ <http://www.dri.ne.jp/>

ひょうご住まいサポートセンター

➡ <http://support.hyogo-jkc.or.jp/>

すまいるネット (神戸市すまいの安心支援センター)

➡ <http://www.smilenet.kobe-jk.or.jp/>

内閣府 防災情報のページ

➡ <http://www.bousai.go.jp/>

国土交通省

ハザードマップポータルサイト

➡ <http://disapotal.gsi.go.jp/>

阪神・淡路大震災の概要

発生日時	平成7年1月17日(火) 午前5時46分
震源地	淡路島北部 (北緯34度36分、東経135度02分)
震源の深さ	16km
規模	マグニチュード7.3
各地の震度	震度7:神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、 北淡町、一宮町、津名町の一部 ※気象庁地震機動観測班の現地調査による。 震度6:神戸、洲本 震度5:豊岡、彦根、京都

被害状況(平成18年5月19日現在)	
死者	6,434人
行方不明者	3人
負傷者	43,792人
遭難者 (ピーク時)	316,678人
倒壊家屋 (全半壊)	249,180棟 460,357世帯
焼損棟	7,574棟

防災対策のすすめ

発行 兵庫県

〒650-8567神戸市中央区下山手通5-10-1

☎078-362-9870 FAX078-362-9914

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>